

物件等調達

見積仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	竹田車両基地除草業務委託
履行場所等	竹田車両基地
契約期間	契約締結日 から 令和8年12月25日 まで
支払方法	本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。 (●) 支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。 () 支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。 () 支払方法は、[] ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。 () 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。 () その他（自由記述）

(適用)

第1条 本仕様書は、竹田車両基地の除草業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人という。

(業務範囲)

第3条 本業務の範囲は、別紙のとおりとする。

(業務上の注意)

第4条 受注者は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行い、動作、機能に支障をきたさないようにすること。

(関係法規の適用)

第5条 受注者は、本業務に関して、京都市交通局契約規程、労働安全衛生法をはじめ関係法規等を遵守するものとする。

(変更)

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、協議のうえ軽微な変更を行うことができるものとする。その場合、受注者は契約金額内で応じるものとする。

(打合せ)

第7条 受注者は、本業務に当たり、あらかじめ発注者と十分な打合せを行うこと。

(書類の提出)

第8条 受注者は、発注者の指定する様式で期日内に次の書類を提出すること。

- | | | | |
|-------------------|------------------|------|---|
| (1) 工 程 表 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 | 部 |
| (2) 作業責任者届 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 | 部 |
| (3) 引 渡 書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 | 部 |
| (4) 作業報告書（写真を含む） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 | 部 |
| (5) その他発注者の指示するもの | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 指定部数 | |

(作業責任者)

第9条 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、作業時間中は、常駐させること。
なお、作業責任者は、発注者と密接な連絡を保ち、作業者の安全、災害、車両入換時

には十分に注意をし、特に道路（公道）での作業については、安全確認者をたてて事故防止に努めるものとする。

（２）作業責任者は、信用及び経験のある技術者をもって、これに充てること。

（３）作業責任者は、本業務に関する一切の業務を把握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、事故防止に努めること。

（作業時間）

第１０条 受注者の作業時間は、機器等の搬出入を含めて、平日９時１５分～１７時００分を原則とする。これによらない場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

（作業上の注意）

第１１条 受注者は、作業を進める上において、次の事項を遵守すること。

（１）発注者の作業に支障をきたさない。

（２）常に作業場の整理及び整頓に努める。

（３）やむを得ない場合を除き、定められた場所以外へは立ち入らない。

（４）出退所に伴い、発注者に報告する。

（５）本業務に伴い、機器及び関係品の搬出入を行う場合、車庫の出入り時刻並びに経路等については、あらかじめ発注者と協議を行うこと。

（６）本業務が完了したときは、後片付け及び清掃を行うこと。

（設備の使用）

第１２条 受注者は、発注者の承諾を得て、水道及び電力等（以下「発注者の設備」という。）を使用できるものとし、使用については次による。

（１）発注者の設備の使用は、発注者が優先する。

（２）発注者の設備の取扱いは、取扱者を定めて行い、取扱上の注意事項を熟知すること。また、法令等により有資格者が行うことを義務付けられている作業は、有資格者が行うこと。

（３）発注者の設備の故障及び異常を発見したときは、速やかに発注者に連絡しその指示に従うこと。

（４）受注者の取扱いにより、発注者の設備に損傷又は不具合が生じた場合は、受注者の責任において速やかに現状に復するものとする。

（完了検査）

第１３条 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者の立会いのもと完了検査を行い、これに合格するものとする。なお、発注者が認めたものに限り、受注者の報告書により合格を与えることがある。

- 2 完了検査に必要とする費用は、全て受注者の負担とすること。
- 3 受注者は、完了検査終了後、直ちに、作業報告書を2部提出すること。

(調達品)

第14条 受注者は、本業務に必要とする機械工具類、交換部品、油脂類、ウエス及び消耗品等を調達すること。

(排出物の処理)

第15条 本業務で発生した資源化可能な原木及び刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。廃棄物の処理については、すべて受注者の責任において行うものとする。

(特記)

第16条 その他、次の事項に従うこと。

貸出品の管理については、受注者の取扱いにより、貸出品に損傷又は不具合を生じた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。

業務範囲

業務内容

竹田車両基地の除草、積込、運搬、廃棄を行うこと。また、除草後に防草対策を行うこと。

1 除草方法

- (1) 手作業による除草は、鎌の使用による手刈作業を含むが、ヨモギやセイタカアワダチソウ・ススキ等の徒長が速いものについては、抜根を行うものとする。
なお、手刈作業の箇所については1 c m以下に刈りそろえること。
- (2) 草刈機による除草は、補助刈り（機械除草に係わる人力による仕上げ除草）を含み、3 c m以下に刈りそろえること。
- (3) 地面の整地が損なわれた場合は、整地を行うものとする。
- (4) 除草後の廃棄物は水路に落下させないように対策をすること。
- (5) 業務に必要な器具（草刈機、鎌、ほうき等）、受注者が準備するものとする。
- (6) 除草後、廃棄物の積込時にフォークリフトを必要とする場合には、発注者のフォークリフトを無償で貸与するものとする。
- (7) 作業中は、通行人、建造物、車両等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに発注者に連絡するとともに受注者の責任において処理すること。
- (8) 竹田車両基地外（水路から西側の道路等）から作業を行う場合は必要に応じて受注者にて道路使用許可を取得すること。

2 除草範囲

竹田車両基地西部（水路東側の約 70m）の除草作業（付図参照のこと）

3 除草対象

除草 水路東側の雑草（フェンスに巻き付くつる植物を含む）

竹田車両基地除草業務 業務範囲

